



~~令和元年12月16日~~

令和元年12月17日

国土交通省中部地方整備局  
木曽川上流河川事務所  
木曽川下流河川事務所

## あなたの声が木曽三川の「安全・安心」を支えます。

～ 「木曽川水系河川整備計画（変更原案）」へのご意見を募集します ～

### 1. 概要

国土交通省が木曽三川で行っている河川の整備は、河川法で定める「木曽川水系河川整備計画（平成20年3月）」に基づき実施しています。

今回、現河川整備計画の策定から約10年が経過し、近年の自然災害の激化等の時勢の変化や整備計画策定当時は内部検討段階であった整備箇所について、検討結果及び地域の意向を踏まえ、河川整備計画の変更を予定しております。

今回の変更箇所につきまして河川法（第16条の2第4項）に基づき、関係住民のみなさまからご意見を募集します。みなさまからお寄せいただいたご意見につきましては、変更する「木曽川水系河川整備計画」の参考とさせていただきます。

「木曽川水系河川整備計画（変更原案）」につきましては、木曽川水系河川整備計画ホームページ及び別紙1に示す各所で閲覧できます。

### 2. 募集期間

令和元年12月16日（月） から 令和2年1月16日（木）

### 3. 募集方法

【別添】「木曽川水系河川整備計画（変更原案）」についてご意見をお聞かせください」を参照

### 4. 配布先

飯田市記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、中部地方整備局記者クラブ、津島記者会、三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、桑名市政記者クラブ

### 5. 問合せ先

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

事業対策官 高橋、調査課長 武田

【電話】058-251-1321（代表）

国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

副所長 田中、調査課長 行方（なめかた）

【電話】0594-24-5711（代表）

## 木曽川水系河川整備計画（変更原案）について ご意見をお聞かせください

### 1. 木曽川水系河川整備計画（変更原案）の概要について

国土交通省が木曽三川で行っている河川の整備は、河川法で定める「木曽川水系河川整備計画（平成20年3月）」に基づき実施しています。

今回、現河川整備計画の策定から約10年が経過し、近年の自然災害の激化等の時勢の変化や整備計画策定当時は内部検討段階であった整備箇所について、検討結果及び地域の意向を踏まえ、「水防災意識社会の再構築」、「良好な自然環境の保全・再生及び魅力有る水辺空間の創出」、「長良川遊水地」、「地震・津波に対する安全性の強化」の4点を柱とした河川整備計画の変更を予定しております。

### 2. 木曽川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見募集

木曽川水系河川整備計画（変更原案）のうち、今回の変更箇所につきまして河川法（第16条の2第4項）に基づき、関係住民のみなさまからご意見を募集します。みなさまからお寄せいただいたご意見につきましては、これに対する考え方と併せ後日公表するとともに、今後変更する「木曽川水系河川整備計画」の参考とさせていただきます。

### 3. 木曽川水系河川整備計画（変更原案）の閲覧方法について

#### 1) 木曽川水系河川整備計画ホームページ

URL <http://www.kisosansen-plan/index.html>

URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

※上記ホームページは木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、新丸山ダム工事事務所のホームページからもご覧いただけます。

#### 2) 各関係機関

※閲覧場所は、【別紙1】を参照

### 4. 意見の提出方法

ご意見は、以下のいずれかの方法でご提出下さい。

- 1) ホームページの場合は、登録フォームからご記入下さい。
- 2) 電子メールの場合は、自由様式となりますが、①氏名、②住所、③連絡先（電話またはメールアドレス）を必ず記入下さい。
- 3) 郵送の場合は、別紙2にご記入の上、封書にてご郵送下さい。
- 4) FAXの場合は、別紙2にご記入の上、ご送信下さい。

## **5. 閲覧及び意見募集の期間について**

令和元年 12月 16日（月） から 令和2年 1月 16日（木）まで  
（郵送・FAX の場合は令和2年1月16日消印有効）

## **6. 意見の提出先**

- ・ホームページの登録フォームによる募集：

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/index.html>

- ・電子メールによる募集：[cbr-kisosansen-plan@mlit.go.jp](mailto:cbr-kisosansen-plan@mlit.go.jp) にご送信ください。
- ・郵送による募集：次の宛先にご郵送ください。

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

木曾川上流河川事務所 木曾川水系流域委員会事務局 宛

- ・FAXによる募集：058-251-1150 にご送信ください。

## **7. 注意事項**

- ・ご意見は、日本語でご記載をお願いします。
- ・募集したご意見に対し、個別に回答はいたしません。
- ・募集したご意見の内容につきましては、当方の考え方と併せ公表する予定です。
- ・募集するご意見は、今回の木曾川水系河川整備計画の変更内容に関するものに限らせていただきます。
- ・ご記入いただいた個人情報は、ご意見を整理する目的で使用し、目的以外での使用やホームページなどで公表することはありません。
- ・なお、ご意見をご提出いただく際に生じる郵送や通信に要する費用などにつきましては、ご提出者さまにてご負担いただきますよう、あらかじめご了承ください。
- ・期限までに到着しなかったご意見や意見の提出方法に沿わない形で提出されたご意見及び下記に該当するご意見については無効とします。
  - ・電話及び来庁による口頭でのお申し出のご意見
  - ・ご住所、お名前、ご連絡先のないご意見
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

以 上

# 木曾川水系河川整備計画(変更原案)

## 縦覧場所一覧(1/3)

別紙1

	縦覧場所	住所
1	木曾川上流河川事務所	岐阜県岐阜市忠節町5-1
2	木曾川上流河川事務所 木曾川第一出張所	岐阜県各務原市川島松原町字河田島東484-58
3	木曾川上流河川事務所 木曾川第二出張所	愛知県一宮市富田字砂入1925-4
4	木曾川上流河川事務所 長良川第一出張所	岐阜県岐阜市大字長良福光字桃林2695-3
5	木曾川上流河川事務所 長良川第二出張所	岐阜県羽島市桑原町大須2760-1
6	木曾川上流河川事務所 揖斐川第一出張所	岐阜県揖斐郡揖斐川町下岡島字川向317
7	木曾川上流河川事務所 揖斐川第二出張所	岐阜県大垣市三本木2-651-1
8	木曾川上流河川事務所 牧田川出張所	岐阜県養老郡養老町栗笠765
9	木曾川上流河川事務所 根尾川出張所	岐阜県揖斐郡大野町黒野2269-3
10	木曾川上流河川事務所 横山ダム管理支所	岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1330
11	木曾川下流河川事務所	三重県桑名市大字福島465
12	木曾川下流河川事務所 桑名出張所	三重県桑名市大字福島465
13	木曾川下流河川事務所 南濃出張所	岐阜県海津市南濃町田鶴473-2
14	木曾川下流河川事務所 弥富出張所	愛知県弥富市鯛浦町東前新田122-2
15	木曾川下流河川事務所 長島出張所	三重県桑名市長島町大倉17-52
16	木曾川下流河川事務所 海津出張所	岐阜県海津市海津町東小島23
17	新丸山ダム工事事務所	岐阜県加茂郡八百津町八百津3351
18	丸山ダム管理所	岐阜県加茂郡八百津町鶴の巣1422-5
19	長野県 木曾建設事務所	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
20	岐阜県庁	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
21	岐阜県 岐阜土木事務所	岐阜県岐阜市藪田南5-14-53
22	岐阜県 大垣土木事務所	岐阜県大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎
23	岐阜県 可茂土木事務所	岐阜県美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎
24	岐阜県 美濃土木事務所	岐阜県美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎
25	岐阜県 郡上土木事務所	岐阜県郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎
26	岐阜県 揖斐土木事務所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎
27	岐阜県 下呂土木事務所	岐阜県下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎
28	岐阜県 高山土木事務所	岐阜県高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎
29	岐阜県 多治見土木事務所	岐阜県多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎
30	岐阜県 恵那土木事務所	岐阜県恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎
31	愛知県庁	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
32	愛知県 尾張建設事務所	愛知県名古屋市中区三の丸2-6-1
33	愛知県 一宮建設事務所	愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4
34	愛知県 海部建設事務所	愛知県津島市西柳原町1-14
35	三重県庁	三重県津市広明町13
36	三重県桑名建設事務所	三重県桑名市中央町5-71 桑名庁舎

# 木曽川水系河川整備計画(変更原案)

## 縦覧場所一覧(2/3)

	縦覧場所	住所
37	木祖村役場	長野県木曽郡木祖村藪原1191-1
38	木曽町役場	長野県木曽郡木曽町福島2326-6
39	上松町役場	長野県木曽郡上松町駅前通り2-13
40	大桑村役場	長野県木曽郡大桑村長野2778
41	王滝村役場	長野県木曽郡王滝村3623
42	南木曽町役場	長野県木曽郡南木曽町読書3668-1
43	中津川市役所	岐阜県中津川市かやの木町2-1
44	恵那市役所	岐阜県恵那市長島町正家1-1-1
45	瑞浪市役所	岐阜県瑞浪市上平町1-1
46	可児市役所	岐阜県可児市広見1-1
47	美濃加茂市役所	岐阜県美濃加茂市太田町3431-1
48	各務原市役所	岐阜県各務原市那加桜町1-69
49	山県市役所	岐阜県山県市高木1000-1
50	本巣市役所	岐阜県本巣市文殊324
51	羽島市役所	岐阜県羽島市竹鼻町55
52	海津市役所	岐阜県海津市海津町高須515
53	岐阜市役所	岐阜市今沢町18
54	郡上市役所	岐阜県郡上市八幡町島谷228
55	美濃市役所	岐阜県美濃市1350
56	関市役所	岐阜県関市若草通3-1
57	瑞穂市役所	岐阜県瑞穂市別府1288
58	大垣市役所	岐阜県大垣市丸の内2-29
59	多治見市役所	岐阜県多治見市音羽町1-233
60	下呂市役所	岐阜県下呂市森960
61	高山市役所	岐阜県高山市花岡町2-18
62	八百津町役場	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903-2
63	御嵩町役場	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1
64	坂祝町役場	岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18
65	笠松町役場	岐阜県羽島郡笠松町司町1
66	岐南町役場	岐阜県羽島郡岐南町八剣7-107
67	垂井町役場	岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11
68	安八町役場	岐阜県安八郡安八町氷取161
69	輪之内町役場	岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1
70	揖斐川町役場	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133
71	池田町役場	岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1

# 木曾川水系河川整備計画(変更原案)

## 縦覧場所一覧(3/3)

	縦覧場所	住所
72	富加町役場	岐阜県加茂郡富加町滝田1511
73	川辺町役場	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4
74	七宗町役場	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442-3
75	白川町役場	岐阜県加茂郡白川町河岐715
76	関ヶ原町役場	岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58
77	東白川村役場	岐阜県加茂郡東白川村神土548
78	大野町役場	岐阜県揖斐郡大野町大字大野80
79	神戸町役場	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111
80	養老町役場	岐阜県養老郡養老町高田798
81	北方町役場	岐阜県本巣郡北方町長谷川1-1
82	犬山市役所	愛知県犬山市大字犬山字東畑36
83	名古屋市役所	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1
84	扶桑町役場	愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330
85	江南市役所	愛知県江南市赤童子町大堀90
86	一宮市役所	愛知県一宮市本町2-5-6
87	小牧市役所	愛知県小牧市堀の内3-1
88	岩倉市役所	愛知県岩倉市栄町1-66
89	清須市役所	愛知県清須市須ヶ口1238
90	北名古屋市役所	愛知県北名古屋市西之保清水田15
91	あま市役所	愛知県あま市木田戌亥18-1
92	大口町役場	愛知県丹羽郡大口町下小口7-155
93	大治町役場	愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1-1
94	稲沢市役所	愛知県稲沢市稲府町1
95	愛西市役所	愛知県愛西市稲葉町米野308
96	津島市役所	愛知県津島市立込町2-21
97	蟹江町役場	愛知県海部郡蟹江町学戸3-1
98	飛島村役場	愛知県海部郡飛島村竹之郷3-1
99	弥富市役所	愛知県弥富市前ヶ須町南本田335
100	桑名市役所	三重県桑名市中央町2-37
101	いなべ市役所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31
102	木曾岬町役場	三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251
103	水資源機構中部支社	名古屋市中区三の丸1-2-1
104	岩屋ダム管理所	岐阜県下呂市金山町卯野原6-27
105	阿木川ダム管理所	岐阜県恵那市東野字花無山2201-79
106	味噌川ダム管理所	長野県木曾郡木祖村大字小木曾2058-22
107	長良川河口堰管理所	三重県桑名市長島町十日外面136
108	徳山ダム管理所	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448



長良川遊水地に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項1(3)、第3章第1節第1項4(2)】

地震・津波に対する安全性の強化に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項2(3)】